

## 英国の原子力支援政策についての欧州委員会の決定から見てくるものは何か？

丸山 真弘

欧州では、国による特定事業者への支援は、域内市場の統合や市場での公正競争の確保の妨げになるとして、これを規制する政策が採用されている。一方、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティ確保といった政策目標実現には、国の支援が必要な場合もある。欧州連合（EU）は、両者の調整を図るため「国家補助ルール」を定めている。

欧州委員会は、英国政府によるシンクリーポイントC原子力発電所（HPC）支援策が国家補助ルールに適合するとの判断を2015年1月20日に公開した。本稿では、この決定をもとに、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティ確保のために行われる原子力発電所の新設を促す国の施策と、EUの政策目標である公正な市場競争の確保という課題との関係について検討する。

### 【HPC支援策の内容と欧州委員会による調査】

英国政府による支援策の内容は、①運開から35年間、差分契約（CfD）により、発電された電力の価格を保証する②国が建設時の借入金に対する債務保証を行う③政策変更など安全上の理由以外での発電所閉鎖に対し、国が補償を行う——というものであった。

欧州委員会は、この支援策がEU法の禁止する国家補助に該当するか調査を行ってきた。英国政府は、CfDで保証される電力価格や、35年間という保証期間は変更せず、保証料の金額や、運開後の収益のうち、需要家に還元する割合について修正を提案した。欧州委員会は、修正後の支援策は国家補助ルールに反しないとの判断を示した。

### 【支援が認められる条件と決定の内容】

国による特定事業者への支援が認められるためには、EUの掲げる政策目標（共通利益）は、市場メカニズムの下では実施できない（市場の失敗）ことを示す必要がある。さらに、支援策が適切で（適切性）、対象者に過度の利益を与えない（比例性）ことも求められる。

英国政府は、HPC建設は、温室効果ガス排出削減目標の順守や安定供給の確保、電源の多様化には不可欠であり、再生可能エネルギー等での代替はできないと主張した。欧州委員会は、HPCの運開が需給逼迫の想定時期に間に合わないこと等を理由に、英国政府の主張では支援を正当化できないとしたが、欧州原子力共同体（EURATOM）条約の規定を根拠に、原子力への支援はEUの共通利益であると位置づけた。

その上で欧州委員会は、建設期間中に負担する高額の先行投資や、廃炉、廃棄物処理の費用は、運転期間中に「薄く・長く」回収する必要があることを認めた。そして、卸電力市場の価格変動リスクを長期にわたりヘッジできる商品が存在しないことから、この点で市場の失敗が存在しており、CfDや閉鎖への補償といった適切な国の支援なしには、民

間による原子力への投資は困難であると結論づけた。

また、支援内容については、英国政府による修正の結果、比例性も満たされると判断した。

#### 【決定に対する反応】

欧州委員会は、今回の決定は、英国の支援策が国家補助ルールに適合していることの判断に留まり、EUとして原子力発電の是非を判断したものではないとしている。しかし、脱原子力政策をとるオーストリア等加盟国は、この決定はEUが親原子力政策を採用したことを意味するとし、欧州司法裁判所への提訴を予定している。訴訟による建設遅延が建設主体のEDFやAREVAに与える影響を含め、その動きを注視する必要がある。

#### 【日本へのインプリケーション】

欧州委員会の決定は、運転開始前の建設コストと、運転終了後の廃炉や廃棄物処理のコストを回収する手段が確保されなければ、民間による原子力発電所の建設は困難であり、自由化された電力市場では、国による支援策は必要不可欠であるという、ある意味当たり前のものである。

ただし、この決定は「温室効果ガスを削減しつつ、安定供給を確保し、電源の多様化を図るため、エネルギーミックスの中で原子力発電を位置づける」という、2008年に英国政府が決定した政策への判断を示すものではなく、それを前提とした国の支援策が、公正な市場競争の確保という課題と整合性があるのかという点のみを対象としていることには注意する必要がある。すなわち、「今後、原子力発電をどう位置づけるのか」という点に対する国の明確な方針があってはじめて、原子力発電に対する市場環境整備が意味を持つことになる。

電力中央研究所 社会経済研究所 上席研究員

丸山 真弘／まるやま まさひろ

1990年電力中央研究所入所 専門は電気事業法制度論、コーポレート・ガバナンス論。